



研修視察報告

飯山での大麦栽培とウスキーの蒸溜を視察

6月21日に、大麦を栽培している「MOSTO FARM(モストファーム合同会社) (太田地区)」と、大麦を蒸溜しウスキーを作る「きよかわ株式会社」(太田地区)を視察しました。

豪雪地での麦類の栽培は難しいと言われていますが、大麦の栽培技術が確立されれば遊休農地対策に役立つとの期待から、2回目の視察となります。

これといって有効な手立がなかった遊休農地対策でしたが、近年、小麦、そば、ワインブドウの栽培が進んでいます。そこに新たに大麦が加わりそうな兆しが見えてきました。大麦栽培に大いに期待するとともに、飯山産「大麦」ウスキーを味わえることを楽しみにこれからも注視していきたいと思っています。

※MOSTO FARM合同会社は、きよかわ株式会社の農業法人



▲ MOSTO FARM の社屋と大麦畑



▲蒸溜所のウスキー樽

Interview

大麦栽培畑は、太田地区にある、きよかわ株式会社のウスキー蒸溜所「飯山マウンテンファーム蒸溜所」に隣接しています。大麦は本来、比較的温暖で、乾燥した気候を好みます。

当社では、農研機構・中日本農業研究センターで開発した「雪国向けの大麦：ゆきはな六条」の栽培実験を行っています。課題は、豪雪地である飯山での栽培が可能なのか？という点。重要なことは、越冬できるか？収穫期は？収量は？品質は？といった点でした。昨冬は、例年に比べ雪の量がかなり多く、大麦の越冬は難しいのではないかと懸念されましたが、大麦は無事に成長し見事な黄金色になりました。今後、播種の時期、肥料のタイミング、農地の借入れを増やし、量などを調整し、収量を増やす研究を行います。また、大麦圃場の拡大が急務で、大麦栽培をともに行っていただけの生産者の募集もしています。

収穫した大麦は製麦された後、きよかわ株式会社「飯山マウンテンファーム蒸溜所」でウスキーになります。ここには、大型の蒸溜器が設置され、

ウスキー蒸溜を開始しています。今年収穫の大麦は、来年の春以降「飯山産大麦使用ウスキー」として仕込み蒸溜される予定です。

ウスキーは長期の熟成が必要です。飯山産「大麦」を使ったウスキーが楽しめるのは3年以上先になりますが、ウスキーとともに飯山の自然の美しさに世界中の人が思いを馳せながら黄金色の液体を楽しむといったことを想像すると夢が膨らみます。



MOSTO FARM 合同会社
代表社員 ルーベン・デビット・トラリアノさん

「いいやま軽トラ朝市」

飯山地区農業委員

高橋 政宏



飯山らしい本格的な夏の暑さが到来した7月21日、晴天の中、飯山市内各地より出店者が集まり、いいやま軽トラ朝市を開催しました。軽トラの近くにナス・トマト・ズッキーニ・キュウリ等旬の夏野菜や笹ずし・笹餅等が並び、会場を賑やかに彩りました。コロナ禍での開催でしたが多くのお客さまにご来場いただき、生産者と購入者が談笑しあいながら購入したり、出店者同士が語り合い情報交換したり、笑顔が絶えませんでした。

市は、飯山地区農業再生センターが主体となり市農村女性団体連絡会にご協力をいただき開催しています。地区農業再生センターは、農業における高齢化や後継者不足、荒廃農地の増加などの「一人と農地の問題」の解決を目指し、将来の地域農業のあり方を考え取り組んでおります。

声からでした。飯山駅近くの雪と寺のまちシンボル広場で開催する軽トラ朝市を通じて、自分が作った農産物を直接消費者の方々に手にしていただく場を設けることで、生産意欲の向上や遊休農地の解消に繋がればいいと思います。

朝市開催を通じて見えてくる課題を、飯山地区農業再生センターで共有し、いいやま軽トラ朝市が今後より地域に根付くよう進めてまいります。暑い中での開催でありましたが、ご来場の皆さま、出店の皆さま、御礼申し上げます。

あぜ道だより

柳原地区農業委員

清水 敏明



農地パトロールを行う7月下旬は、稲が初穂の時期を迎え、柳原地区にある沼ノ池と涌井新池は満々と水を蓄えていました。

農業委員会では、5年後10年後を見据え次世代にどう引き継いでいくのか「人・農地プラン」の見直し(実質化)に取り組んでおり、毎年7月から8月にかけて、農地の状況に合わせて耕作地から荒廃地まで5段階に分類し地図上に整理しています。柳原地区は、中山間地を多く抱えており、初めて行く場所も多く心配しながらのパトロールとなります。確認作業は紙の地図からタブレットになり、現場で電子地図上に現在位置と地積等情報と昨年の判定が表示され、迷子にならずにパトロールできるよう効率化が図られています。

パトロールに行く山道では、地域の人の刈り払いなどの努力で維持され、一番奥の有刺鉄線と電気柵で囲まれた小さな田んぼを見ると、今年も頑張って作付けされていることに感動します。畑は電気柵等をしないと、作物の食べごろにはイノシシなどけものに食べられてしまい、耕作意欲が削がれ、よい場所であっても草畑になります。一旦草刈りをしないとあつという間に遊休地となり、数年後には木が生えてしまいます。農業委員になって5年が経とうとしていますが、場所の悪いところから荒廃地が増えているように感じます。

一方、柳原では、昨年企業がまとまって大麦を作付けし、遊休農地の解消・発生防止に一役かかってもらっています。個々の力では維持が大変です。農地を集約化し後継者や営農組合等による効率的な利用促進が必要だ、と感じました。

あしあと 7・8月の活動記録

7月 8日	農業委員会役員会
27日	7月農業委員会総会
〃	各専門委員会
8月 8日	農業委員会役員会
24日	8月農業委員会総会

農地の売買や、転用には許可が必要です！ お知らせ

農地を農地以外のものにする場合には、県知事の許可を受けなければなりません。許可を受けずに転用、または許可の内容と異なる目的に転用した場合には、場合によっては、現状回復などの是正指導が行われます。詳しくは、農業委員会にご相談ください。

■許可が必要な事例

- ・農地の売買などの権利移動
- ・農地を農地以外に利用 (住宅や店舗、資材置き場、駐車場など)